

三重の土地改良アラルト

台風 21 号災害の被害について

【はじめに】

三重県では、台風21号の接近に伴い、平成29年10月22日から23日にかけて三重県南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降りました。

特に、紀宝町では、22日22時までの1時間に80.0ミリの豪雨となり、最大24時間雨量は589.0ミリを観測する記録的な降雨量となりました。

また、記録的な豪雨により、県内で2名の方が亡くなられたほか、家屋の浸水被害が伊勢市を中心に県内で2,000件を超えるなど、県民生活に非常に大きな影響を及ぼしました。被害が甚大であった伊勢市と玉城町について、三重県においては平成23年の紀伊半島大水害以来となる災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が、発災後速やかに決定されました。

【農地・農業用施設の被害状況】

三重県内における農地・農業用施設は、計画基準を大きく上回る集中豪雨による排水機場の浸水や、ため池堤体法面の崩落など大きな被害を受けました。(被害件数398件、被害額約25億円)

10月28日には、知事が現地調査を行い、1日も早い復旧復興を目指し全力をあげるよう指示がありました。

国は11月21日、台風21号災害の激甚災害指定を閣議決定し、国の補助率のかさ上げなど農家負担の軽減につながる特別措置を講じました。



豪雨による浸水状況(伊勢市小俣町)

【農地・農業用施設の復旧に向けて】

農地・農業用施設の復旧に向けて、11月27日から国による災害査定が実施されました。

東海農政局及び東海財務局の職員が、箇所毎に現地等において被災事実を確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、しかも技術的に妥当な工法であるかどうかを検討し、適切な事業となるよう査定が行われました。

災害査定終了後、増高申請手続等を経て、各市町において、少しでも多くの農地で来年度の作付けができるよう復旧工事を進めていただくこととなります。県としましても、国や市町と連携を図り、早期に復旧ができるよう支援してまいります。



山腹崩落による農地への土砂流入(多気町長谷)



ため池堤体法面の崩落(松阪市伊勢寺町)